



練ブロック積擁壁の裏込めコンクリートの取扱いについて（通知）

技術基準の種類:技術管理
通知日:平成12年10月26日

管 第 490 号
平成12年10月26日

部 内 各 課 （ 室 ） 長
各 土 木 事 務 所 長
鳥 取 港 湾 事 務 所 長
姫 路 鳥 取 線 用 地 事 務 所 長

様

土 木 部 長

練ブロック積擁壁の裏込めコンクリートの取扱いについて（通知）

練ブロック積擁壁の裏込めコンクリートについては、これまでは背面土が軟弱な場合や輪荷重が作用する場合等に考慮すること（河川事業においては原則裏コンなし）としていましたが、新しい道路土工擁壁工指針（平成11年3月）及び建設省制定土木構造物標準設計第2巻擁壁類（平成12年9月1日）で、壁背面には原則として裏込めコンクリートを設けることとなりました。（下表参照）
ついで、練ブロック積擁壁の裏込めコンクリートについて、今後別添えのとおり取り扱うこととしましたので、平成12年11月1日以降設計に着手するものから適用して下さい。

	新	旧
土工指針	【平成11年3月】 ②裏込めコンクリート 壁背面には裏込めコンクリートを設ける。裏込めコンクリートの厚さは… (P81)	【昭和62年5月】 「練積みでは、裏込めコンクリートをはぶき胴込めコンクリートのみを用いる場合、裏込め土が比較的良いときは5 mの高さまで用いてよいが、5 mを超えてはならない。」 (P57)
標準設計解説書	【平成12年9月】 「また、「擁壁工指針」の改訂にともない、道路土工におけるブロック積（石積）擁壁は全て裏込めコンクリートを有している練積に限定された。ただし河川護岸においては裏込めコンクリートを省略した練積も採用されていることから、本標準設計では裏込めコンクリートを設けるタイプと設けないタイプ（河川護岸用）を集録している。」 (P80)	【昭和62年7月】 [a]裏込めコンクリートのある場合 (イ)擁壁面に水位を考慮する場合または擁壁を河川護岸として用いる場合であって、かつ背面の土が砂質土等吸い出され易いものの場合に使用する。 (ロ)擁壁前面に水位を考慮しない場合で、かつ擁壁を河川以外として用いる場合であって背面の土の種類がU2 またはU3 の場合に使用する。 [b]裏込めコンクリートのない場合 [a]以外の場合に使用する。 (P21) 《参考》 U1:良い土 U2:普通の土 U3:良くない土